

介護サポーターに関するQ&A

Q1 この事業の目的はなにか。

(答) ①高齢者自身の介護予防の推進 ②地域における共助意識高揚のため としております。

Q2 65歳にならないと、介護サポーターに登録できないのか。

(答) そのとおりです。前述のとおり、この事業の目的の一つとして高齢者の介護予防推進があることと、介護保険第一号被保険者を対象とした介護保険制度内の事業であることから、65歳以上の方を対象としております。

Q3 来月65歳になる予定だが、今から登録することはできるのか。

(答) この事業の対象者は、介護保険第一号被保険者の方を対象としております。そのため、登録希望者の方が誕生日を迎えて満65歳となった日以降でないとは登録することができません。

Q4 活動する施設は自由に選べるのか。

(答) 介護サポーターの活動対象となる施設は、市の指定を受けた施設に限ります。※指定施設は別紙参照。
指定施設以外での活動は、ポイントの対象外となりますのでご注意ください。

Q5 登録した後、市から活動場所・内容の指示がくるのか。

(答) いいえ、原則市から介護サポーターの方に活動を指示することはありません。活動内容はボランティア活動であり、介護サポーターの方が無理のない程度で自由に活動してもらえればと思っております。活動場所が分からずお困りの場合は、高齢福祉課までお問い合わせください。

Q6 サポーター登録をした後、近隣で支援が必要そうな人を見つけたのだが、どう声をかけてよいのかわからない。どのように進めたらよいのか。

(答) 居宅で活動を始めるときは、必ず市の担当者が介護サポーターと要支援者の間に入り、活動内容の調整を行い、双方が合意した上で開始となります。その後の活動については、介護サポーターと要支援者の話し合いの上で進めていただけます。

Q7 近隣のごみ捨てくらいしかできないのだが、それでも登録できるのか。

(答) はい、できる範囲の活動でやっていただければいいので、「ごみ捨てだけ」など1つだけの登録でも大丈夫です。

Q8 介護サポーターに登録したら、必ず活動しなければならないのか。また、活動しなかった場合登録は抹消されてしまうのか。

(答) いいえ、現状活動する予定がなくても登録することができます。居宅での活動の場合、支援ができる要支援者宅が周りにいない時は、要支援者が現れるまで待つことになります。

また、一度登録いただいた場合、原則「辞退届」の提出がない限りは登録が抹消されることはありません。ただし、以下に該当する場合は登録が抹消されるのでご注意ください。

1. 介護サポーター登録者が、市外へ転出等により、高萩市の第一号被保険者でなくなったとき。
2. 高萩市介護サポーター事業実施要綱(高萩市告示第37号)第16条による秘密保持等に違反したことが明らかとなったとき。
3. 不正な活動が明らかとなったとき。

Q9 施設入所者に対しコーラス等の慰問活動を行っているが、ポイントの対象となるのか。

(答) 慰問活動は対象としておりません。介護サポーター事業で対象となる活動は、原則介護支援にかかるボランティア活動としております。

Q10 民生委員や保健推進員等の活動は対象となるのか。

(答) 行政から委嘱された活動については、すでに予算措置がされているものであるため対象となりません。ただし、民生委員や保健推進員等の活動とは別に、個人で活動を行う場合は対象となります。

Q11 介護サポーター手帳は、ずっと使い続けてよいのか。

(答) 介護サポーター手帳は、年度毎に新しい手帳に切り替わります。毎年3月中の期間で、当該年度の活動確認や評価ポイントの算定に手帳を提出していただくことになるためです。

また、活動記録や評価ポイントを翌年度に繰り越すことはできないので、ご注意ください。

Q12 翌年度の活動のため、新たに登録申請が必要か。また介護サポーター手帳はいつもらえるのか。

(答) 介護サポーターの登録は、一度登録していただければ、年度ごとの登録申請は不要です。

翌年度の介護サポーター手帳は、3月にポイント活用申出書を提出いただいた時に、窓口にて新しい手帳をさしあげます。ただし、新しい手帳での活動記録は4月からが対象となりますのでご注意ください。

Q13 活動が10回を超えたので、すぐに換金してもよいのか。

(答) 評価ポイントの活用申出については、毎年3月1日～3月31日の1か月間に限定しております。そのため3月以前に活動記録が貯まっても換金することはできません。また、3月を過ぎて4月になってしまうと、活動記録や評価ポイントは消失してしまうのでご注意ください。

必ず3月中に評価ポイントの活用(換金か寄付)申出をお願いいたします。

Q14 3/5にポイント活用申出書と共に手帳を提出したが、3月の残りの活動記録はどうすればよいか。

(答) ポイント活用申出書と介護サポーター手帳を提出した後は、活動記録の確認ができないため、活動は無効となります。そのため介護サポーター自身で活動記録を確認の上提出をお願いします。

Q15 手帳を失くしてしまっただが、どうしたらよいか。

(答) 介護サポーター手帳を紛失してしまった場合は、高齢福祉課までご連絡ください。新しい介護サポーター手帳を発行します。ただし、紛失した介護サポーター手帳の活動記録は無効となります。

Q16 近所の人3人にごみ捨てを行っている。この場合3人からそれぞれ手帳に押印してもらってよいのか。

(答) 活動記録の押印は、種類問わず1日2個を限度としております。ご質問については、同日に3名の方に支援を行った場合、活動記録として認められるのは2名分のみとなり、他の1名分については評価ポイントの対象としては認められません。

Q17 受入施設でのイベント補助を1日ばかりで行った。長時間行ったので、スタンプを2個もらってもよいか。

(答) 活動内容に時間の指定はないため、時間に関係なく活動内容1項目につき、スタンプや押印は1個となります。イベント補助などで長時間お手伝いされたとしても、スタンプは1個となりますので、ご注意ください。